

平成 30 年度 第 3 回 富山県公共事業評価委員会の概要

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 5 日(月) 13:30～15:00
- 2 場 所 県民会館 701 号室
- 3 出席者 中村委員(会長)、伊藤委員、上坂委員、野尻委員、小泉委員、東出委員、眞岸委員
- 4 審議内容

【議題1(平成 30 年度再評価対象事業における県対応案の再説明等)に対する主な意見】

(委員)

- ・河川における減災のためのソフト対策について、県としてイニシアチブをとって行うもの、市町村に情報提供するもの、住民に情報提供するものなど、対象別にさまざまな取組みをされているのがよくわかり、いずれも大事な取組みだと思った。県民がどう受け止めて、どう行動に移すか、県民の意識の醸成が大切だと思うので、部局横断的な取組みをお願いしたい。

(委員)

- ・砂浜の保全と治水が密接に連携しているとのことだが、長い期間で見たときに、治水と海岸保全のバランスをどのように考え、どのような方針で整備するのか。
- ⇒・土砂管理は非常に難しい問題であり、これまでの治水や治山の対策は、いかに土砂を抑えるかということに取り組んできたが、土砂がある程度流出されないと海岸がやせていくということで、最近、スリット型の堰堤で土砂を流出させるようになってきている。しかし、どの程度効果があるのか定量的に判断するには至っておらず、今後の課題と考えている。

(委員)

- ・時代によっても政策の優先度は変わっていく。また、技術的な問題や自然科学的な因果関係など、いくつもの要素が絡み合っていると思うので、総合的な観点で判断いただき計画を立ててもらいたい。その際には、現在の知見で判明している範囲でコストと便益を把握することが大切。

(委員)

- ・水害対応タイムラインの説明があったが、誰に対する支援なのか。
- ⇒・避難勧告を出すなどの責任者は市町村であるため、タイムラインは市町村が作成している。そのため、県が河川管理者として、タイムラインを作成するために必要な情報を市町村に提供することで、市町村を支援するもの。

(委員)

・タイムライン作成のための情報提供について、具体的にどのような取組みを行っているのか。

⇒市町村において河川の水位だけを見て、どのタイミングで避難勧告を出すかを判断するのは難しいため、詳細を把握している河川管理者が、ホットラインとして市町村長に電話で直接アドバイスができる仕組みをとっている。

(委員)

・水位が上がると自動的に市町村に連絡がいくという仕組みではないのか。河川が複数の市町村にまたがっている場合は、タイムラグはないのか。また、市町村との連携はうまくいっているのか。

⇒・水位はインターネット上で確認できるが、自動的に連絡がいくわけでないで、河川管理者の方から連絡する。どの箇所が溢水しやすいかなど、ピンポイントな情報を提供することになるので、そういう意味でも各箇所で一斉にというよりは、個別の市町村に提供することになると考えている。

・市町村との連携については、河川管理者と市町村で構成する減災対策協議会を、県内4区域に分けて実施し、連携を図っている。

(委員)

・気象情報で、土砂災害警戒情報が、例えば「富山市」と出るが、富山市のどこなのかということがわからない。もう少し情報の出し方を工夫できないか。

⇒テレビ等で流れる情報はかなり範囲の広いものだが、県と気象台が共同で発表している土砂災害警戒情報は、県や気象台のホームページから、数キロ範囲で危険箇所を示す情報を確認することができる。また、市町村からの避難勧告は、地区を絞って出している。河川の情報についても、例えば、国が管理している指定洪水予報河川における洪水情報は、緊急速報メールで沿川地域に限定して情報等を提供しているので、県もPRしていきたい。

(委員)

・重点審議箇所で、「用地取得が進まず事業進捗が図られていない事業はない」という認識でよかったか。

⇒そのとおり。今後とも計画的に事業執行できると考えている。

(委員)

・前回、現地視察もさせてもらい、事業の必要性や事業効果、なぜ長時間かかっているかなど、大変わかりやすく説明いただき、それぞれの事業の必要性を痛感した。本日の説明からも、県としてハード、ソフトの両面から対策にしっかり取り組んでいただいていることを理解した。

・県民の重大な関心事は、安心・安全に暮らせることだと思う。潤沢に財源がないというのもわかるが、事業の優先順位をつけるうえで、人命や県民の財産を守ることを重点的に考

えていただきたい。このことを委員会の意見として付してもらいたい。

(委員会意見の取りまとめ)

- ・ 県の対応方針案どおり、今年度の評価対象事業は全て「事業継続」とされた。
- ・ 会長から意見を付すことが提案され、了承された。
- ・ 事業の実施にあたっては、ランニングコストの縮減を考慮した実施方法を検討していくこと。
- ・ 長期間に渡る事業については、自然条件や社会情勢、技術水準の変化を踏まえ、適切に再評価や見直しを行い、柔軟に対応すること。
- ・ 全国的に想定を超える災害が発生していることを踏まえ、防災関連事業については、県民の安全安心を第一に、事業効果が期待できる事業に予算を重点配分すること、また、ハード整備と併せたソフト面での対策を進めること。

【議題2(次年度新規要望箇所の事前説明)に対する主な意見】

◎ほ場整備について

(委員)

- ・ 農地整備事業における投資効果の欄に「耕作放棄の発生防止」とあるが、具体的にどういうことか。
- ⇒・ほ場整備の実施に伴い農地の集積を図り、そのままであれば放棄される可能性の高い農地も利用し、耕作放棄地を発生させない効果がある。

(委員)

- ・ 担い手の方が将来的に確保されるということがポイントと考えるが、担い手の確保について、長期的に目途はついているのか。
- ⇒今回説明した2事業とも、法人や認定農業者を増やすことにより担い手を確保することで話を進めている。ハードとソフトをセットにして事業を進めている。

(委員)

- ・ 農地整備事業で整備をした農地を宅地に転用することはあるのか。
- ⇒・農業振興地域の整備に関する法律では、ほ場整備の完了後8年間は転用できない。また、地元負担軽減のため促進費を使う予定であるが、担い手の法人化や農地集積の増加が要件となっており、その際の担い手と実際の農地所有者との受委託契約では、最低でも10年以上の借地権を設定するよう、県として指導している。

(委員)

- ・ほ場整備を進めないと耕作放棄が進んでいくのを実感している。中山間地域はもとより平野部でも同様である。大型のほ場整備について、今後とも可能な限り拡大していただき、良質な米や野菜等の生産に取り組んでいただきたい。

◎新庄川橋の架け替えについて

(委員)

- ・工期が19年となっており、詳細設計はこれからとのことだが、工期は旧橋の撤去も含めているのか。
- ⇒・詳細設計に2年程度かかると考えている。道路の高さが上がるため、多数想定される用地買収にかなり時間がかかる。その後、新しい橋ができてから旧橋の撤去にも数年間は要すると考えており、それらも含めた期間となっている。

(委員)

- ・この事業はB/Cは算出しないのか。
- ⇒道路では、走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少がベネフィットとなり、バイパスをつくる場合は走行時間短縮の効果が大きくなるが、この事業は老朽化した橋りょうの架け替えのため、走行時間短縮のようなベネフィットを算出するのが困難であること、また、国土交通省の評価の考え方において、費用便益分析等による評価を実施しない事業に位置づけられるため、算出していない。

(委員)

- ・架け替えということで、どの部分がベネフィットになるかが非常に難しいことと、仕組みとして求められていないということは理解したが、公共事業は財源も限られているなかで、事業の有用性について説明責任が果たせるような形で検討いただくと、事業の理解も得られやすいと思う。

(委員)

- ・第2次緊急通路確保路線とあるが、どのようなものか。
- ⇒県が管理する道路は2千数百キロあり、大きな災害等が発生した場合にすべての路線の通行を確保するのは難しいため、物資輸送や公共施設へのアクセスなどの観点から重要な路線を決めている。直轄国道や高速道路のほか、県管理の道路の中でも幹線を第1次緊急通路確保路線に指定しており、第2次はその次に重要で、第3次まである。緊急通行確保路線は、災害等が起こった場合にその道路を緊急的にパトロールして通行を確保するという重要な位置づけを持った道路である。

(委員)

- ・事業費１４０億円とあるが、これは新橋架け替えまでの費用か、旧橋の取り壊しも含まれているのか。また、今後２０年間は現橋の補修が必要になってくるが、その予算はどのようなになっているのか。

⇒事業費については、旧橋撤去の費用も含まれている。ご指摘のとおり、現橋を通しながらの工事になる。これまでも計画的に点検・補修を進めてきたが、今後２０年間についても補修計画を策定し、安心・安全な通行の確保に取り組んでいく。

（委員）

- ・事業期間が長いので、工法など対策を考えて、できれば工期が短くなればいいと思う。事業効果として、海岸線と一体的に魅力的なベイエリアになるのではと期待する。観光バスも多く通る橋であり、そういったことも含めてランドデザインを考えてもらいたい。